

# 第 2 2 回 立 川 市 景 観 審 議 会

平成 3 1 年 2 月 2 1 日 (木)

○日 時 平成31年2月21日（木曜日）午前9時30分

場 所 立川市役所本庁舎2階209会議室

会 長 1番 堀 繁 君

委 員 3番 加藤 眞理 君 4番 川崎 和彦 君

6番 酒井 京子 君 7番 杉山 朗子 君

8番 豊島 暁美 君 9番 古川 公毅 君

10番 萬田 和正 君 11番 山口 晶敬 君

12番 山崎 誠子 君

○欠席委員（2名）

副 会 長 2番 小林 茂雄 君 5番 小松 清廣 君

○出席説明員

副 市 長 田 中 良 明 君 まちづくり部長 小 倉 秀 夫 君

都市計画課長 武 藤 吉 訓 君 景 観 係 長 後 藤 貴 子 君

景 観 係 主 事 齊 藤 史 晃 君

○届出者（8名）

○議事次第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 題

(1) 意見聴取

・変更事前協議案件「（仮称）立飛みどり地区プロジェクト」について

・景観表彰制度の検討について

(2) その他

・平成30年度の立川市の景観啓発事業実施状況について（報告）

4 閉 会

開会 午前9時30分

○武藤都市計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより立川市景観審議会を開催したいと存じます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。

本日使用する資料としましては、次第（案）、資料1、資料2を事前に送付させていただいております。そのほか、立川市景観審議会名簿、次第「（案）」がとれたもの、資料2の差し替え版と参考資料、資料3を本日、机上配付させていただいております。過不足はございませんでしょうか。

それでは、本日は小林副会長と小松委員がご欠席となっております。

---

○武藤都市計画課長 審議を開始させていただく前に、このたび10月18日より、新たに立川市景観審議会委員に任命されました市民委員をご紹介します。

豊島暁美委員です。

豊島委員、一言ご挨拶をお願いします。

○豊島委員 委員に任命されました豊島暁美です。よろしくをお願いします。

立川市に住み始めて8年目になります。曙町に住んでいます。スーパーの買い物以外、外に出ることがほとんどないので、こういうのがあるよって家族に勧められて、本当に何もわからず応募した次第です。迷惑になると思いますが、よろしくをお願いします。

---

○武藤都市計画課長 それでは、審議会開催にあたりまして、田中副市長よりご挨拶申し上げます。

○田中副市長 皆さん、おはようございます。副市長の田中でございます。

本日は大変ご多用の中、景観審議会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

本日ご意見をいただきますのは、変更事前協議案件「（仮称）立飛みどり地区プロジェクト」について及び景観表彰制度の検討についてでございます。

「（仮称）立飛みどり地区プロジェクト」につきましては、これまでも何度か皆様にご審議いただいているところでございますけれども、立川の顔というべき場所におけるプロジェクトになります。引き続き、ご助言いただければというふうに思っております。

それから、景観表彰制度の検討につきましては、今後の立川市にとって意義のある景観啓発事業となるようにと研究、検討を重ねているところでございます。こちらにつきましても、ご忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

---

○武藤都市計画課長 ありがとうございます。

引き続きまして、田中副市長より、意見聴取の依頼をお願いいたします。

○田中副市長 立川市景観審議会 会長 堀繁殿。

立ま都第1543号、平成31年2月21日。

立川市長 清水庄平。

立川市景観審議会の意見聴取について。

表記について、平成31年2月21日開催の立川市景観審議会、下記のとおり意見聴取を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

記。

1、変更事前協議案件「(仮称)立飛みどり地区プロジェクト」。

意見聴取理由。

「(仮称)立飛みどり地区プロジェクト」について、立川市景観条例第15条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を聴取するものです。

2、景観表彰制度の検討について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○堀会長 承りました。

(意見聴取文 手交)

---

○武藤都市計画課長 それでは、会長、進行のほうをよろしくお願いいたします。

○堀会長 それでは、始めますが、本日は意見聴取案件の届出者にお越しいただいております。

立川市景観条例施行規則第37条第8項には、「審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。」としております。これにつきまして、ご異議のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀会長　　ご異議がないようですので、審議会として出席を求めることといたしたいと思いをします。

なお、届出者の発言及び質疑につきましては、事業者の未公開情報に配慮して議事録には残さないことといたしますので、その際には暫時休憩といたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○堀会長　　それでは、意見聴取の1つ目といたしまして、変更事前協議案件「（仮称）立飛みどり地区プロジェクト」についてでございます。

この案件の届出者の方の入室をお願いいたします。

（届出者 入室）

○堀会長　　本日は、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。事務局、ご確認いただけますか。傍聴の方。なしですか。はい、わかりました。

どうぞお座りください。

それでは、議事に入りたいと思います。

意見聴取の1つ目、変更事前協議案件「（仮称）立飛みどり地区プロジェクト」についてでございます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○武藤都市計画課長　　それでは、ご説明させていただきます。

「（仮称）立飛みどり地区プロジェクト」について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、平成29年5月19日及び平成29年7月18日に、立川市景観審議会にて意見聴取させていただき、平成29年11月17日に意見に対する対応報告をさせていただいたのち、平成29年12月18日に景観計画区域内における行為の届出書を受理いたしました。また、平成30年8月初旬に、外観に係る変更について、景観審議会の委員の皆様へ情報共有をさせていただいた上で、変更の届け出を受理しております。このたび、2回目の変更協議の申し出がございました。今回の変更内容につきましては、市として景観審議会の意見を聴くべき内容と判断させていただいたため、意見聴取をさせていただくこととなりました。

本日は、届出者より現行計画からの変更内容について説明していただいた上で、意見聴取させていただきたいというふうに思います。

なお、資料1につきましては、非公開の企業情報が含まれておりますので、恐れ入

ますが、資料の取り扱いには特段の注意をいただくよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

- 堀会長　それでは、事務局の説明が終了いたしましたので、届出者の方より説明をしていただくために、ここからしばし休憩に入りたいと思います。

〔休憩　午前　9時37分〕

〔開議　午前10時32分〕

- 堀会長　それでは、休憩前に引き続きまして審議会を再開したいと思います。

届出者の方、いていただいてよろしいのでしたっけ。

それでは、意見聴取に入ります。

変更事前協議案件につきまして、ご意見がある委員の方はご意見をお願いいたします。また、再度質問ということになりましたらば、また休憩させていただきますので、ご意見をお願いいたします。

よろしくどうぞ。

- 杉山委員　今回の変更のたましんさんの壁面及び屋上施設等々の色々な変更について意見を申し上げます。

まず、変更したたましんさんの壁面の色なんですけれども、一応確認はしてみました。なんですけれども、これ赤を彩度をダウンする、鮮やかさを低くする、グレーに寄せていく。それと、明度もちょっと下げているのかな。そうすると、実はピンクにシフトしていく、見えがかりがピンクっぽくなってきてしまうというのは、これは色彩の中では一般的な常識なんです。そうすると、赤というより、ピンクの壁という感じになってしまうのはご存じでやっていらっしゃるのか、たましんさんもそれも承知していらっしゃるのか。赤茶にするとか、そうすると実はYRにちょっと寄せていったほうが、赤っぽい、赤れんが茶みたいになったりするんですけれども、ちょっとこれが、このピンクにしているのかなと思います。ご存じでやったとしたら、ちょっと意図がよくわからないなというのが1点。

- 堀会長　ちょっとごめんなさい、意見ですよね。

- 杉山委員　意見です。やめたほうがいいんじゃないのという意見です。ただ、赤を…

…

- 堀会長　変更項目1のA棟の赤系から、コンクリートの色の再検討をお願いしたいと、こういうことですか。

○杉山委員 はい、そうです。その理由が、ピンクによって見えてしまうよという理由です。赤の壁というふうには認識されないだろうというのが、色彩の面からの意見です。

○届出者（久保） これ、私のほうから発言してもよろしいですか。

○堀会長 今、質疑の時間じゃない。だから、質問的な内容、やめてほしいんですが。

○杉山委員 いや、私は質問じゃなくて、もうやめなさいという意見でございます。

○堀会長 結構です。今もう審議会なので。

○杉山委員 もう質問は、先ほど、たましんさんのことだけお聞きしました。なので、ちょっと再検討していただきたいなという希望です。意見というよりは希望を出しております。

それから、N3というようなものを屋上に持っていくという。N3というのは、かなりほとんど……

○堀会長 変更項目の2番ですね。

○杉山委員 2番です。N3というのは、普通、現状の景観審議会を持っているような自治体では、N3といったものを壁面に余り使わないんですね。それも、特に上部においては避ける色としてカットしているはずのところなんです。下のほうでは、低層部では使ってもいいんじゃないという意見がまあまあ一般的になっている色で、ほぼ黒に見えるやすいねということで、それは青空を背景にした場合に、真っ黒のラインがずっと並ぶという状態が想定されます。なので、これも再検討、そのN3にした理由というのは、先ほど委員長もおっしゃっていましたが、空や緑に映えるという言い方を書いていらっしゃるんですけども、ちょっとよくわからないですね。映えるというのは、目立つとか、もう区切ってしまうぞという意図をすごく感じます。なので、やっぱり立川はそういったことを、以前、実はマンションでも、これはお断りしている案件と全く同じ状態があって、以前もそれは控えていただいたりしております。なので、ここでこれを取り入れることは、先行事例もあることですので避けたいなというのが、避けてほしいということで、これも希望としてN3というのは再検討をお願いしたいということでございます。

○堀会長 N3だけですか、この外壁全体の再検討という。

○杉山委員 それはN3を変えるに当たって再検討なさるといふのなら、全体の見直しという……

○堀会長 全体の再検討をお願いしたほうがよろしくないですか、意見としては。

○杉山委員　そうですね。2番ということですね。2番の再検討ですね。

○堀会長　そうです、そうです。

○杉山委員　それから、もう一つ、3に関してですけれども、さっきウッドデッキの再検討というのが進むとしても、先ほど質問の中でインターブロックの色がグレー系統というお返事をいただいたようなんですけれども、寂しい。どんどん寂しくなるよというのが、床面がグレーですと、すごくビジネスライクな感じで、都市部の状態だったらよろしいんですけれども、ここでは木だとかウッドの話が出たりとか、緑の話が出たりしておりましたけれども、そうしますとやっぱりベージュ、茶系ですとか……

○堀会長　インターロッキング舗装の色の検討をしてほしいということですね。

○杉山委員　はい、一応簡単にはグレー系というお返事をいただいたけれども、それはこの全体のコンセプトに合っていない色なんではないかということで、再検討をお願いしたいということですね。

それから、もう一つなんですけれども、先ほどちょっと子ども用のというか、モニュメントとベンチはカラフルなのをやめたよというようなところで……

○堀会長　変更項目の4ですね。

○杉山委員　はい。そこのところで、色は好き好きだよというふうにおっしゃったご意見がございましたけれども、目的というか、コンセプトとしては、子どもたちにだとか、そういったようなことを考えて、こういうカラフルさ、それから長い壁面に対してのアクセントということを考えて、意図されたのが最初のプランだったと思います。

そうすると、落ちついたという考え方ももちろんおありでしょうけれども、好き好きという考え方ではなくて、そういう意図をもってカラフルにしたというのに対して、まあベンチを置かれるにしても、もう少しにぎわいというか、ちょっとアクセントがあつて、そこを散歩して、子どもを連れて歩いているときに、ちょっとリズムを感じさせるような色使いということも、再検討していただける余裕はあるんじゃないかなと。コストの問題ではないというお話を聞きましたので、再検討をお願いしたいと。やっぱりすごく単調になってしまったというのが、単調さを避けるための色使いってやっぱりありますので、それは好き好きではございません。なので、考えていただきたいなど。

○堀会長　敷地外周部に設置するファニチャー類については、色も含めて場所柄に応じたデザインを再度検討するようにと、こういうことでよろしいですね。

○杉山委員　はい。色のことについてまとめてみました。よろしく願いいたします。



○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○山崎委員　変更項目4のパーゴラの形状の変更が……

○堀会長　何ページになりますか。

○山崎委員　16ページですね。

○堀会長　16ページ。

○山崎委員　はい、16ページ。変更前は、パーゴラの形がちょっとユニークで、それに対してベンチがうまくかかっていたんですが、変更後はいわゆる市販品の多分パーゴラであると思うんですが、それがベンチとは何か関係なくかかるようになってしまっているの、もともと変更前でやろうとしていたベンチとパーゴラの融合というか調和ということ、もう少し変更後も考えたデザインにしていきたいという意見です。

○堀会長　これも先ほどの杉山委員と同じで、敷地外周部のファニチャーのデザインの関係ということよろしいですか。

○山崎委員　はい。

○堀会長　お金じゃないそうですから。何かけちったようにしか見えないけどね、これ。

はい、お願いします。

○酒井委員　13ページです。

先ほどサンサンロードが直線的なイメージなので、それに合わせて建物も直線的なイメージにしたということをおっしゃっていましたが、これ見ていただくと、確かにサンサンロードは大きく斜めに、インターロッキングを敷いた模様というのがありますけれども、もしこの直角、このサンサンロードの直線的なイメージに合わせてつくったのであれば、例えばこの斜めに入っている、ここに、ここを人は歩いていくという可能性はありますよね、この色が違っているということで。そういうのであれば、例えばこの斜めに入っている通路をこの建物にも生かして、例えばこのウッドデッキをその方向に向けるとか、何かそういうちょっと工夫があってもよろしいのではないかなと思います。

これですとウッドデッキを本当に機械的にぽんぽんと置いただけで、このせっかくのサンサンロードの斜めのラインが全く生かされていない。はっきり言って、無視しているとしか見えないので、ウッドデッキの位置を斜めにするくらいはさほど大変なことではないと思いますし、でも先ほどウッドデッキについてもいろいろ話がありました

が、例えばウッドデッキ、これベンチとなっていますけれども、上がれないからというのであれば、スロープにして後ろから、前は段差があっても、スロープにして後ろから入れるようにするとか、そういう工夫もできるのではないかなと思いますので、もう一度ちょっと再考していただきたいなと思います。

○堀会長 変更項目3番の……

○酒井委員 3番ですね。

○堀会長 外構ですね。

○酒井委員 そうですね。

○堀会長 ウッドデッキ並びにベンチ、まあ外構ですね。外構のやっぱり再検討ですかね。ウッドデッキって書いてあるけれども、これはウッドデッキじゃないので。

○酒井委員 ベンチですね。

○堀会長 ベンチです。書けばいいというもんじゃない。

はい、お願いします。

○川崎委員 それに共通していることなんですけれども、4番目の外構ファニチャー類の形状変更と門、これ当初にやっぱり縁側であるとか、にぎわいをというふうに非常に強調されてきたんですけれども、これ見るとデザインされたというイメージがないんですね。というのは、このベンチも、14ページのベンチの高さであるとか、そういうのも本当に、この街路に対する設計の愛情が見られないというのが……

○堀会長 全くですね。全くです。

○川崎委員 正直なところです。

やっぱりディテールをちゃんと大切にしないと人は来ないんです。ここ、誰も歩こうという意識にならないというのを。だから、それをさんざん、にぎわいと縁側ということをやッチフレーズにしてきたのにもかかわらず、それが形として表現されてないというのは非常に残念なことだなというふうに印象として思っています。

○堀会長 スキルないんだと思いますよ。

今のご意見は、変更項目3番で、外構のやはり形状を十分、再検討していただきたいということでもよろしいですかね。

○山口委員 それに関連していいですか。

○堀会長 はい、どうぞ。

○山口委員 この400メートルの空間を、同じようなタイプでやったほうがいいのか、

その対面する店によって少しずつ形を変えて、デッキとか何かも変えてやったほうがいいのか、会長はどんなお考えでしょうか。

○堀会長　いろいろあるんですけども、商業建築に関しては変えたほうがいいです。絶対に。例えば王宮とかね、そういう用途が違うものだと正解は違うんですけども、商業施設に関してはどんどん変えたほうがいいです。単調に見せたら絶対人は来ません。これは物凄い単調です。

○山口委員　そんなに長くもたせる必要はないということであれば、店の内容に応じていろいろ工夫して、人が本当にそこに憩ってもらえるようなものを考える必要がある。そして、人が集まるような工夫について、もう少し細かく考え、それから直線ばかりじゃなくて、曲線なんかももう少し取り入れてやったほうがいいのではないですか。

○堀会長　曲線というよりも、要するに多角形で折れ曲がり入れたほうがいいんですよ。やっぱり工夫が足りないんですよ。

今のご意見は、変更項目3番について、やはり同様に外構の工夫をさらに一段とすること。それはまちのにぎわいとか、この開発のにぎわいをつくるためにもね。非常に単調です。

○古川委員　よろしいですか。

○堀会長　お願いします。

○古川委員　変更項目3のウッドデッキをやっぱり維持されたらどうかと。やっぱり確かに管理が大変だと思いますよ。だから、避けられたんではないかというのが本音だと思いますけれども、やはりウッドデッキというのは人を集客するということで、欠かせない要素だということも前提にして、勾配の工夫とか、いろんな工夫をぜひされたい、再検討されたいというのが意見です。

○堀会長　変更項目3についてやはりウッドデッキ、ここでウッドデッキって言ってるのはベンチなので、これはウッドデッキじゃないので……

○古川委員　ああ、ベンチの意味じゃないですよ。

○堀会長　ベンチじゃなくて、本来のですね、従来のずっとやっていた、我々が検討してきた本当のウッドデッキを再度検討していただきたいと、こういうことですね。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、私のほうから意見を述べさせていただきます。

まず、変更項目1番に関しましては、コーポレートカラーであるという説明は、市民

的には十分理解できません。建物としてのよい色ということ、まず第1に追求していただきたいので、杉山委員が言われたように、この外壁の色の再検討をお願いしたいと思います。立川市民の税金が大分入っているので、たましんのコーポレートカラーでやりますという説明は、なかなか理解が得られないかなと思います。

次に、変更項目の2番ですね。これも杉山委員がご指摘したように、上部に暗い色を持ってくるとするのはタブーです。空というのは非常に明るいので、バックにしたときに極めて目立つ色です。普通やりません。これもやはり再検討をお願いしたいと思います。全てについて、全部について、もう一回、再検討をお願いしたいと思います。逆行しています。やはり私も同じ意見で、アクセントで部分的に使うのはあるんですけども、これはちょっと何で今になってこういうことを持ってきたのか、ちょっと理解できません。

それから、変更項目の3番でございます。

これに関しては、ウッドデッキ、あるいは縁側を含め、再度、外構部分の魅力づくりを特段の工夫をしていただきたいと思います。全部、全部です。それから、インターロッキングも、色の話ありましたけれども、色じゃないんです。インターロッキングというのはゲシュタルトです。それしかないのです。ゲシュタルトについて、十分工夫してもらいたいし、インターロッキングはどうしても必ず出ますので、これについてゲシュタルトでやっていただきたいんですけども、まずはデッキをよく十分検討していただきたいと思います。

ただ、これは意見には入れられないんですけども、スキルがないようなので相談に応じますよ、それは幾らでも。いいものをつくってもらいたいので。これはちょっと意見には入りません。

続いて、変更項目の4番ですね。

外構ファニチャーにつきましても、魅力づくりという観点から、飽きのこないとか、そういう話をしていますが、まずはとにかく魅力をつくんなきゃいけないので、魅力づくりという観点から再度、外構ファニチャーについて全て、もう一度再検討をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上ですが、つけ加えることございますでしょうか。

よろしゅうございますか。よろしいですか。

○酒井委員　　じゃ、1つ。

今回の変更点とはちょっと入っていないんですけども、この写真を見ますと、樹木が

本当に同じものがぼっと並んでいて、なおかつ高さも高いものが多いので、これも余りにも普通というか、そういう印象があります。

特に、先ほど質問させていただきました4ページのこの通路ですね。ここは今までも何も建物が建っていない状況でも、南側に大きい建物があったので大変暗い印象がありました。なおかつ、ここにこのような高い樹木があると、ますます暗くなると思うんですね。ここは日が当たるというわけではないです。前には高い建物がありますので、日が当たるというわけではないので、さほど日よけの必要もありませんし、そこにこの大きい樹木を植えても、多分余り成長がよくないのではないかなと思うんですね。ここに余り、この大きい木を植えるよりは、もう少し低木を植えられたほうがよろしいのではないかなと私は思いますが、そこら辺も一度考えていただければと思います。

○堀会長 承知しました。そうすると、それは変更項目4番の外構の……

○酒井委員 外構に入りますね。

○堀会長 ファニチャー類って書いてありますけれども、その類の中に植栽も含めて、それも植栽についても再度、十分な検討をしてほしいということですね。

承りました。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ご意見がいろいろと出ましたので、意見の取りまとめにつきましては、事務局と調整いたしまして、会長一任とさせていただきたいと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀会長 それでは、これで変更事前協議案件「(仮称)みどり地区プロジェクト」の意見聴取を終わりたいと思います。

どうも今日はありがとうございました。

(届出者 退室)

○堀会長 次第に従いまして、意見聴取の2つ目、景観表彰制度の検討についてでございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○武藤都市計画課長 景観表彰制度(案)についてご説明させていただきます。

景観表彰制度につきましては、前回の第21回の景観審議会のその他事項として検討している旨をご説明させていただき、委員の皆様のご意見や、お考えについてお聞かせい

ただいたところでございます。

本日は、前回の委員の皆様からのご助言を踏まえて、景観表彰制度について再考したものを説明させていただきます、ご意見をいただきたいと思っております。

表彰制度につきましては、立川市景観条例第25条に、「市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる者又は団体を表彰することができる。」と規定されております。また、立川市景観計画第8章において、「地域の特性を生かし魅力を高める景観づくりを目指して、地域で景観づくりに取り組む「景観づくり団体」の認定や良好な景観形成に向けた市民のルールづくりを促進するための市民活動の支援策、景観づくり活動に対する表彰の制度などについて検討します。」と記載されております。

それでは、内容について具体的に説明させていただきます。

お手元に資料もありますが、あわせてパワーポイントでもご説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料2番となります。

資料、2ページをご覧くださいと思います。

表彰名称につきましては、「立川市景観賞」としたいというふうに考えております。

3ページをごらんください。

表彰の目的としましては、2点ございます。

1点目としましては、立川市の景観形成に大きく貢献していると認められるものを表彰することにより、市民や事業者に向けて「景観とは何か」、「良い景観とは何か」、「景観形成とは何か」についての正しい理解を促すことです。

2点目としましては、市民や事業者の景観形成への意欲を高め、立川市内における景観形成を推進することでございます。

4ページをお開きください。

まず、表彰の対象ですが、立川市の景観形成に大きく貢献しているものと認められるものを対象とします。

表彰の対象者についてですが、2つのタイプに分けていきたいというふうに考えております。

1つ目としまして、Aタイプとして、対象者は個人もしくは一事業者。

2つ目としては、Bタイプとしまして、対象者は団体等とします。この団体等というのは、例に挙げますと一つの自治会内や地区内の隣り合った複数の住民や店舗等のこと

をいいます。

対象者によって2つのタイプに分けた趣旨ですが、市として景観形成に取り組む団体を増やしていきたいという狙いがあり、Bタイプとして分けることとしました。なお、Aタイプであっても、Bタイプであっても、評価する視点は同じになります。

5ページをお開きください。

景観表彰を実施するにあたりまして、市が何を表彰するのか、市民や事業者はどんなものを応募することができるかを明確にしなければなりません。そのためには、表彰する側と表彰される側の両方が、ともに「良い景観」や、「景観形成」がどういうものかを正しく理解する必要があります。そして、「良い景観」や「景観形成」を正しく理解するためには、「景観」とは何かを理解する必要があります。

それでは、まず始めに景観についてご説明させていただきます。

「景観」とは、「見る場所から人が見ること。また、見ることで得られる目に映る像のこと」を言います。

私たちは、この目に映る像を使って周囲の情報を収集し、その情報によって見ているものを評価します。地域の評価に関係しますので、「景観」とはとても重要なものになります。

6ページをごらんください。

では、「景観」とは何かを画像で見ると、左の写真のように、見るための場所にいる人が目で見て、その人の目に映る右側の写真が景観となります。

7ページをご覧ください。

続きまして、「良い景観」とは何かについてご説明いたします。

これらの写真をご覧ください。

この写真では、正面にある教会がよく見えます。これはよい景観であるといえます。このように「良い景観」とは、見たいもの、つまり写真でいえば地域を理解する手がかりであるシンボルの正面の教会ですが、これが見えるものになっているということです。つまり、見ようとする方面に邪魔なものがなく、見たいものが見やすい状態にあることとございます。

8ページをご覧ください。

もう一つの「良い景観」の事例を用いて説明したいというふうに思います。

こちらの写真をご覧ください。

この写真では、通りの全ての店先に、人を大事にしてくれる設えとして、のれんやベンチなどが施されており、通りを歩いてみたいとか、いろいろなお店をのぞいてみたいと感じると思います。これは「良い景観」であるといえます。

このように、「良い景観」とは、見たいもの、つまり安全性・機能性・おもてなしの表現があるものを捉えて、人を大事にしていてくれる。この例では、のれんやベンチなどですが、これが見えるものになっているということです。つまりは、「見たもの」が自分を大事にしてくれるように見えることです。

9ページをご覧いただきたいと思います。

「景観」と、「良い景観」について整理されましたので、続きまして「景観形成」とは何かについて、ご説明させていただきます。

下段の景観形成のイメージ図をご覧ください。

こちらは景観形成の状況を模式的に示したものでございます。

景観形成は、このア、イ、ウの3つの要素から成り立っております。

アは、見るための場所と見えるものの中に邪魔なものがない状態にして、人が見たいものを見やすくしていること。

イは、見るための場所が見やすくつくられていること。

ウは、見たいもの、①では地域のシンボルである山や川や建物など、地域を理解する手掛かりとなるもの。②としては、人を大事にしてくれるもの、安全性・機能・おもてなしの表現があるように見えるものなどが、見えることになっていることとございます。この状況が「景観形成」となります。

10ページをごらんいただきたいと思います。

立川市景観賞では、今ご説明しました「景観形成」がなされているものに対して表彰いたします。従いまして、表彰の評価基準は景観形成を構成している要素が実現されているかどうかということになります。

評価基準は、ア、見るための場所を、見えるものの中に邪魔なものがない状態にして、人が見たいものを見やすくしているか。イ、見るための場所が見やすくつくられているか。ウ、①見たいものが、地域のシンボルである山や川や建物、地域を理解する手がかりとなるもの。②人を大事にしてくれるもの、安全性や機能やおもてなしの表現があるように見えるものが見えるものになっているか。ということになります。

11ページを見ていただきたいと思います。



こちらでは、評価基準別、つまりは景観形成の構成要素別に事例写真を用いて説明させていただきます。

1つ目としましては、アの「見るための場所と見えるものの中に邪魔なものがない状態にして、人が見たいものを見やすくしているか」の事例です。

左の写真は、本来は奥に見えるお城が見たいものになるのですが、視点と見る対象、対象はお城になりますが、その間に電柱や柱、生け垣、樹木、草、車など邪魔なものがあり、見たいものであるお城が見にくく、悪い事例でございます。

対しまして、右の写真は良い事例になります。

上段の事例は、皆さん、よくご存じですが、清水寺です。この写真は、清水寺を見るための展望舞台から撮影されたものです。視点と見る対象である清水寺の間に邪魔なものがなく、見たいものである「清水寺」が見やすくなっております。

続いて、右側の下段の事例は、この景観を一望できる高台の展望スペースから撮影された写真です。見たいものである「港や調和のとれた建物が連なる街並み」が阻害するものなく、程よい大きさで見えます。ちなみに、こちらの3枚の写真は、評価基準ウの見たいもの、①の地域のシンボルである山や川や建物、地域の理解する手がかりとなるものの事例でもあります。

12ページをご覧くださいと思います。

2つ目の事例としまして、イの見るための場所が見やすくつくられているか」の事例です。左の写真は、景観の写真を撮ろうと柵に登っている人がいます。このように、見る場所に柵や植物などの立ち上がりがあるため、見たいものが見にくい場所になっております。これは悪い事例です。

対しまして、右側の写真は良い事例になります。

上段の事例は、水辺のベンチで休む人々が映っております。こちらのベンチが設置されている、見る場所が、柵等を設けず、見たいものである水辺の景色を、邪魔にならないような形で整備されているため、見たいものが見やすくなっております。

下段の事例では、緑を見る場所にベンチを設置し、ベンチの設置部分の地面を他と区別した特別な空間であるよう自己領域を形成していることで、見たいものをゆっくりと楽しめる空間が用意されております。

13ページをご覧くださいと思います。

3つ目としまして、ウの見たいものが、見えるものになっているかの事例です。

左側は悪い事例の写真です。上段は、割とよく見かけるタイプの植栽の写真です。正面に店舗が見えていますが、植栽が店舗への動線を阻害しているため、見た人に対し「入ってくるなよ」と拒絶する形になっており、歓迎されていないように見えます。

下段は、建物の入口部分に大きな塀が設けられており、道路側の空間に対して閉鎖的な形になっているため、見た人に対して拒絶する形になっております。

対して、右側の下段の写真をご覧ください。

こちらは、左側下段の写真と同じ場所で撮影したものです。塀を撤去し、建物の前にベンチや花、手書きのイーゼル看板、足湯などが設置されました。このようにおもてなしの表現がされており、私たちが大事にしている、歓迎しているように見えるため、良い景観といえます。

右側の上段の写真も同様に、通りに沿って大きなベンチや、調和したフラッグ等があり、歓迎するよう見えるため、良い景観であるといえます。

右側の2枚の写真の事例は、ともに評価基準ウの②人を大事にしてくれる。安全性・機能・おもてなしの表現があるように見えるものの事例となっております。

14ページをご覧くださいと思います。

ここで、表彰対象について改めて整理させていただきたいというふうに思います。

表彰対象Aタイプでは、対象は個人もしくは一事業者となります。

表彰の対象は、立川市の景観形成に大きく貢献していると認められるもので、立川市の景観形成に大きく貢献していると認められているものとは、ア、見るための場所と見えるものの中に邪魔なものが無い状態にして、人が見たいものを見やすくしていること。イ、見るための場所が見やすくつくられていること。ウ、見たいもの。①で地域のシンボルである山や川や建物、地域を理解する手掛かりとなるもの。②で人を大事にしてくれる。安全性・機能・おもてなし等の表現があるように見えるものなどが、見えるものになっていることが実現されているものが応募できるものであり、表彰の選考対象となります。建物単体についての外観やデザイン等を評価するものではありません。

15ページをご覧くださいと思います。

引き続き、表彰対象Bタイプについて説明させていただきます。

表彰対象Bタイプにつきましては、対象は団体等になります。

表彰の対象は、一つの自治会内や地域内の隣り合った複数の住民や店舗等の団体、景観形成を行うものが合意形成を図った団体も想定していますが——自発的な取り組みに

よって景観形成に大きく貢献していると認められたものです。加えて、取り組みの継続によって、良い景観が維持されているものが対象となります。

表彰対象Aタイプ同様に、ア、見るための場所と見えるものの中に邪魔なものが無い状態にして、人が見たいものを見やすくしていること。イ、見るための場所が見やすくつくられていること。ウ、見たいもの、①地域のシンボルである山や川や建物など、地域を理解する手がかりとなるもの、②人を大事にしてくれるもの。安全性や機能、おもてなしの表現があるものなどが、見えるものになっていること。これに加えて、エとしまして、自発的な取り組みによって生まれた景観が取り組みの継続により維持されていること、これらが実現されているものが応募できるものであり、表彰の選考対象となります。

16ページをご覧くださいと思います。

表彰の対象が団体となるBタイプについての具体的な事例を申し上げます。

1つ目として、地区計画区域内や建築協定のある区域などで、計画や協定での規制のほか、区域内における自主的なルールの策定と住民の遵守による景観形成がなされ、その状態が維持されているようなもの。

2つ目としまして、市街地開発事業でつくられた開発地や複数の用途が複合した大規模開発等において、竣工後にテナントの商業者や事業者等が1つの街区として合意形成を図り、当該街区の景観形成と維持に寄与した取り組みを行っているようなものが、考えられる事例となります。

17ページをご覧くださいと思います。

続きまして、表彰対象とするかどうかの判断が難しいものについて整理させていただきます。

考えられる事例としまして、3つ挙げさせていただきます。

1つ目としましては、公園、道路、水路等の清掃活動です。

2つ目としましては、草花等の植栽活動です。

3つ目としては、こいのぼりやクリスマス、正月など、季節ごとの道路から見える敷地内の屋外部における装飾です。

それぞれにつきましては、個別に整理させていただきます。

18ページをご覧くださいと思います。

1つ目の公園、道路、水路等の清掃活動ですが、通常に行われるようなごみ拾いや落

ち葉拾い等の清掃活動については、本日ご説明させていただきました評価基準のア、イ、ウのどれにも当てはまりません。まちをきれいにするための取り組みや、活動はとても大切なことをごさいますて、積極的に進めていただきたいというふうに考えておりますが、景観の表彰の対象とすることは難しいというふうに考えております。

19ページをご覧くださいと思います。

2つ目の草花等の植栽活動についてですが、ただ植えるだけでは景観形成とはなりません。植栽については、その方法によって、景観形成につながるものとつながらないものがあります。

本日ご説明させていただきました評価基準、ア、イ、ウと連動した形で、植栽活動の場合はどのようなものが対象となるかを整理いたしました。

ア、見るための場所と見えるものの中に邪魔なものが無い状態にして、人が見たいものを見やすくしていること。これに対応する植栽による景観形成は、「視界を阻害しない植栽活動」です。

イ、見るための場所が見やすくつづられていることに対応する植栽による景観形成は、「視点の場を意識したすぐれた植栽活動」です。

ア、イの要素がまとまった事例が右上の写真です。これはリトアニアのトラカイ城が見える場所の写真です。水辺のテーブルセットと水辺の境に植栽を施しているのですが、腰かけた視点から正面の後ろを眺めるときに、見たいものの方向に高木等の高い植栽はありません。これは植栽により、景観形成がなされていることとなります。

ウ、見たいもの、①地域のシンボルである山や川や建物など、地域を理解する手がかりとなるもの。②人を大事にしてくれている、安全性や機能やおもてなし等の表現があるように見えるものになっていることに対する植栽による景観形成は、「見えるものにおもてなしの表現を付加したすぐれた植栽活動」です。

右下の写真がウの事例です。

見えるものであるレストランの入り口に植栽を施し、おもてなしの表現をしております。

20ページをご覧くださいと思います。

3つ目の季節ごとの道路から見える敷地内屋外部における装飾についてですが、2つ目の草花等の植栽活動と同様に、ただ飾ればよいというものではなく、飾り方によって、景観形成につながるものとつながらないものがあります。「視界を阻害しない装飾」・

「視点の場を意識した装飾」・「見えるものにおもてなしの表現を付加した装飾」となっていることが評価の視点となります。

21ページをご覧いただきたいと思います。

最後に、行政機関が行うものを表彰の対象とすることや、行政機関を表彰対象とすることについての整理をしておきます。

国や東京都が行う事業の場合、直轄・直営事業の場合は、事業主である国や東京都が表彰の対象者となり、設計や施工を委託した場合も、委託先を表彰するとともに、事業主も表彰対象者といたします。立川市が行う事業の場合は、立川市自身が要請することはありませんが、設計を受託した事業者や施工を請け負った事業者については、表彰をしたいというふうに考えております。

それでは、今後の進め方やスケジュール案についてご説明いたします。

現状の市の財政状況におきまして、新規事業の予算を確保することは非常に厳しくなっております。このスケジュールにつきましては、次年度以降の予算要求が通るようできる限り努めており、実現することを前提として作成しております。

今回の意見聴取の結果をもとに、今年度中に制度内容を最終的に整理し、次年度に入りましたら庁内で最終決定し、次年度末には景観セミナーと合わせた企画として、表彰制度を説明する機会としてのキックオフイベントの開催を検討しております。

第1回の表彰の募集は、2020年4月ごろから開催し、2020年度中に第1回立川市景観賞の受賞者を決定していきたいというふうに考えております。

そのほか、表彰制度を運用する上で必要となる選考基準、要綱、選考手順については、参考までに現時点の作成案をお示ししております。

要綱案にもありますが、表彰選考につきましては、景観審議会の表彰選考部会を設置し、部会は審議会の学識者6名以内で構成させていただきたいというふうに考えております。これらにつきましては、次年度以降、景観審議会の中で改めてご説明させていただく予定です。あわせて採点表についても、今後、作成していく予定でございます。

説明は以上でございます。

○堀会長　ありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終了いたしましたので、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

意見は後のようです。ご質問ですね。ご質問をお願いします。

- 杉山委員 スケジュールを見ますと、課内の事務作業というところに、表彰状の用紙とかいうふうに書いてあるんですけども、どんな表彰状にするのかなとか、何か盾とか何かもらうのかなとか、貼るようなものなのかなとか、何かそういう、どういったものがもらえるのかなというのはお考えでしょうか。というのも、ちょっと加えさせていただくと、意外とやっぱり表彰状も普通のこんな縦書きのこういう表彰状よりは、景観賞ということでオリジナルを考えたりもするところもあるみたい……
- 堀会長 まだ予算化されてないので、それ答えられないと思います。
- 杉山委員 一応心づもりはあるのかなって、期待を込めてちょっと。
- 武藤都市計画課長 表彰は、表彰状をお渡しすることは、それは考えています。例えば表彰状を入れる額とか、あと表彰のそういうものについて、そういうご意見もあるのであれば検討はしたいなというふうに思うんですけども、会長がご説明しているように、ちょっとこれを再来年度やるかということはまだ決まってませんので、今後、庁内でやっていくという意味決定した後に、その辺を庁内の中で検討して、改めてご説明していただきたいなというふうに思っております。
- 堀会長 ほかにいかがでしょうか。
- 川崎委員 率直に伺うんですけども、これはこの審議会でプロジェクトのプレゼン数に対して、かなり景観という立場で指導していますけれども、それに応えた企業に対して表彰するという、いわゆるよく行政があめとむちという言葉を使いますが、何かそれがあからさまに見えるという意味もあるので、この先ほどの説明の中で、実はこれは表彰対象になるかどうかという疑問点の、むしろそちらのほうが市民的には非常に、市民活動の中で景観というものを考えていくという方向性を出すには、無視できない部分があるので、そういう意味でちょっと難しいかなというか、何か行政の意識が先行し過ぎているのではないかという疑問があったんですが、いかがでしょうか。
- 武藤都市計画課長 景観賞を決めるに当たりますと、まずは個人から応募していただくという話と、この審議会の中で見ていただいているのもあるので、事務局側でこういうのがありますと推薦するタイプと、2つあるのかなというふうに考えておりますので、その中で部会を開いて、見ていただきながら決めていきたいなというふうに考えております。
- 川崎委員 では、両方並立もあるということですか。
- 武藤都市計画課長 なので先ほど言われたように、この場で出た意見に対応していな

いようなものを表彰するのはちょっと難しいのかなというふうには考えております。

○川崎委員　わかりました。

○堀会長　清掃活動とか花いっぱい運動、そういうのをどうするかって話ですよ。市民がやりやすいやつだね。難しいですね。つまり、それに表彰していると、景観って何なのかって多分混乱が起こると思うんですね。清掃が景観なのとかね、花を植えれば景観なのねっていう。やっぱり今、この場ですごく呼んでいろいろ意見を言っていますけれども、やっぱり根底にあるのは景観に対する正しい認識が、やっぱり欠如しているところにある。先ほど指摘した、木をたくさん植えれば何か景観に配慮したみたいな風潮がすごくあるじゃないですか。それやっぱり大分誤解されているんですよ。そういう誤解を払拭するためにも、ちゃんとした景観活動に対して表彰していくということが重要で、ただそこからどこにそのボーダーラインを引くか。というのは、まさにこの審議会の何かプロジェクトチームができるようですから、そこで議論すればいいんじゃないかなと思いますね。何か数値的に決まるものじゃないと思うので。やっぱりそういう活動がすごくたくさんあって、盛り上がってたら、やっぱりそれを応援するために表彰しようかという話にもなるかもしれないし、それはわからないですよ。

ほかにいかがでしょうか。

○酒井委員　事務局とかが推薦する場合には、おおむね、そこで間違いはないかなと思うんですけども、個人の推薦の場合には、大分誤解を受ける可能性があるのは、それは実際、個人で推薦したのに全部却下されたという、逆にそういう市民の人たちのモチベーションが下がってしまうという、そういうこともなきにしもあらずということもあるので、よくよく理解した上で推薦してもらおうという、むしろ前の段階の準備のほうが大変かなという気はいたしますね。

○堀会長　質問としては、啓発活動についてどうお考えですかと、こういう質問。意見じゃないですよ。

○酒井委員　そうですね。格好よく言って、そうですね。

○堀会長　質問で。

○武藤都市計画課長　確かに言われているように、多分そうなんだと思います。私が個人的に応募するとしても、どんなものがやっぱり表彰されるのかというのがわからないと多分できないのかなと、私はちょっと思っているところがあります。今も景観セミナーとかやっていますので、そういうところでの啓発とかも含めてやっていながら、ち

よっと進めていきたいなと思っているんですけども、表彰制度をやるに当たっては、先ほども言いましたけれども、セミナーと合わせてこういうことをやっていきますよというところは、ちょっと説明していきながら進めていきたいなというふうに思っております。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○山崎委員　質問で。先ほどの団体とか、ここに出てきている限りはいろんな建物があるんですけども、立川市はそういうガーデニング活動とか緑の活動というのは、団体が多くて活発なんですか。

○武藤都市計画課長　公園緑地課のほうでフラワーポットの中に植栽を植えたりする、そういう活動はしています。多分、年に2回ぐらいですか、春と秋に確か2回やってたと。

○山崎委員　何か自発的にそういうグループが何個かあって、自分たちのほうで何か申請して、ここでやりたいんですけどという、そういう団体さんは余りないんですか。

○武藤都市計画課長　そういう団体さんは、確かないと思いますね。

○小倉まちづくり部長　公園の管理制度的に、ボランティア的にやっていただく、地域の公園をみずから清掃するみたいな活動は、どこの自治体でもある程度のもはやっていると思います。そのレベルで、例えば積極的な景観形成のための緑活動みたいな、そういった団体は恐らく市内にはないであろうと。玉川上水というのがありますので、玉川上水の緑を保全しましょうみたいな団体は幾つかあるんですけども、いわゆる新しく景観形成するためのものといったような団体は、私が知る限り多分ないと思います。あとはよくあるボランティア的な清掃ですとか、ごみ拾いといった余暇活動ですかね、そういったものぐらいだと思います。

○山崎委員　幾つかその景観の審査員をやっているんですが、この自治体だとそういう活動が少ないから表彰しようという、こっちは多過ぎるから選べるんですね。例えばここはすごくよくできている。デザインもちゃんと考えているし、維持管理もできているから、こう選べるので、全然そういう団体が少ないところでは、これでも1人でも、その団体でも拾っていかないと、何かこう、啓蒙になんないみたいなのところがあるものですから、そういう質問をしたんですけども。

○小倉まちづくり部長　どうしても行政で制度をつくると、必ず毎年、例えばAタイプ、



Bタイプ、1つずつ、1団体、1事業者と表彰しなければならない状況に陥ってしまうんですね。だから、我々としては、今考えているのはそういったことではなくて、まさにセミナーとの合わせ技によって、そういったものを表彰して、何故これが、何ゆえ表彰制度として表彰対象になったのかといったことを、セミナー等とあわせて市民啓発をするといったことを目的にやりたい。ですから、もしかすると3年に一遍ぐらいしか表彰団体は出ないみたいなこともあり得るのかなというふうに。それが、だんだん立川市の景観まちづくりというのが底上げになっていって、もう毎年1件ずつぐらい、最低ですね、そういった活動のほうへ出てきたらありがたいなど。そういったことを目指して、この制度の種つけをしていきたいという思いでございます。

○堀会長 先ほど啓発活動って話がありましたし、それから植栽とか花いっぱい運動のボランティアみたいな団体が、ノウハウがないために単なる花を植えているだけになっているのね。スキル、つまりこうすると景観がよくなりますよという講習会ですね、もう講演会じゃなくてね。講習会みたいなのか、そういうお考えはありますか。

○小倉まちづくり部長 今ちょうど景観行政団体になって、景観まちづくりをやっているといったことで、商工会議所がそういった取り組みをしたり、商店街さんでやりとりといったことは。もう少し次のステップアップしたときには、そういった実務を含めたものやっつけていかないと。多分、会長がおっしゃられるように、景観そのものを勘違いされている。それが形として何をどういうふうにすればいいのかということはなかなか見えないと思うんです。ですから、そういったものについては、行政が直接やるのか、民間ベースで商工会議所と連携してやるのかみたいなところも含めて、それはこの先として当然取り組んでいかなくちゃいけないことになるんであろうという。

今は景観というのは何なのかといったことを、丁寧にセミナーですとか研修等を行いながら啓発をしている段階だろう、次のステップに、当然ステップアップしていかなくちゃいけないんだろうという考えは持っております。

○堀会長 何かステップアップというよりも、同時並行のような気が。というのは、民間の市民の方だと、ここで議論しているような大規模開発とかやるわけないので、実際、自分がやるとなるとやっぱり鉢に花を植えるとか、こちらのほうがずっと実践的な行動になるんですよ。だから、そういうことを考えると同時並行か、ひょっとするとまずはそこからその景観の説明を始めるのもいいぐらいなのかもしれませんね。少しご検討いただいて、どういうやり方で進めていくか。3年に1度ですと寂しいので、毎年表

彰できるように早くレベルアップしていただきたいので、何かご検討いただければ。

○酒井委員 よろしいですか。

○堀会長 はい。

○酒井委員 表彰Bタイプの15ページですけれども、エのところ「自発的な取り組みによって生まれた景観が取り組みの継続により維持されている。」ということですが、ここの部分が、17ページの表彰対象とするか判断が難しいものについてというところの清掃活動というのと、ちょっとかぶる可能性がなきにしもあらずと思うんですね。そこら辺もちょっと難しいなという、まあきれいにいつも整えているから、これだけの景観が生まれているというところに、やっぱり清掃活動も含まれるので、何かちょっと文言があるかなという気はしました。

○堀会長 エの文言ですかね。15ページのエの文言を少し工夫してもらいたい。それは……

○酒井委員 そうですね。清掃活動というの、ここに含まれてしまう可能性があるのでは。

○小倉まちづくり部長 このエのポイントというのは、自発的な取り組みによって新たに生まれた景観というものが、いわゆるイベント的に一過性で、ささらほうさらになって、半年たったら草ぼうぼうになっているんじゃなくて、そのいい景観が維持されている。今おっしゃられている清掃活動というのは、既存の例えば玉川上水のところにごみが捨てられているから清掃するというのは、自ら自発的に取り組みによって生まれた景観じゃなくて、既存の景観に対しての清掃活動ということになるので、そのすみ分けははっきりさせていきたいよというのが事務局の意図です。

○酒井委員 はい、わかりました。

○堀会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○杉山委員 維持しているという考え方ですと、割と伝統的なというか、古い建物を持っている、建物とか庭を持っている方が、保全のためにずっと非常に努力しているというようなことはお考えなんですか、その対象として。やっぱり立川の一つの景観だと私は思っていますけれども、そういうことに対して、いやずっと同じだからだめなんじゃないのかというのか、いやそういう方たちも表彰していこうというお考えなのか、その辺はどうなんですかね。

○小倉まちづくり部長　基本的に、この景観というのが、景観緑三法で出たときに、各行政が取り組んだことは、歴史的な景観建造物等の維持保全ですとか、色彩統一といったことに、歴史的なものを対象に、どうそれに対して周辺が調和できるかという取り組みをしたんですね。残念ながら、立川市、若干はあるんですけども、ほとんど歴史的な建造物というのはいないです。五日市街道沿いの蔵ですとか、ああいうのはあるんですけども、それもほとんどが敷地の中に入っていて、それが維持されていることは、今回、先ほどの清掃活動同様に、それがちゃんと保全されて、補修されているとかということは対象というふうには、今考えにくいなというふうに思っております。

○堀会長　9ページを見ていただきたいんですが、これが景観ですね。それで、今、杉山委員は、見えるもののお話ですよ。つまり、そうですね。

○杉山委員　いや、もし、だから生け垣とか家の前の堀だとか、そういうのを全部含めての話を言っていて、私は建造物というのは全然景観だと思っていないから、そういう家、歴史的な地区を保全しているという、そのことをお聞きしたんですね。

○堀会長　これ見ていただきたい。要するに、見えているか、見えていないかなんですね。生け垣が見えているとなれば、それがいい景観になっているかというのが、まずポイントなんです。それが維持されているか。それで、それがなるほどすばらしく維持されているとなれば対象になりますね。

○杉山委員　そうですね。

○堀会長　ただ、生け垣の中の見えない蔵の話は、ここでは対象にならないです。景観じゃないから。それは建物だから。

○杉山委員　そうです。だから、別に私は、私は本当に専門の立場で言うと、この辺、割と所沢もそうですが、生け垣みたいなことをやっぱりつくってきた農家というか、そういうところもあって、それはやっぱりどんどん減っていく、それをわざわざ保全している地主さんもいるよということを考えたりすると、そういったことを表彰している自治体もあるので、こちらはどうかという質問でした。

○堀会長　だから、景観になっているかどうかなんです。生け垣があるかどうかじゃないんですよ。

○杉山委員　そうです。だから、生け垣が景観に非常に寄与しているというようなことがね。

○堀会長　それがあれば、当然対象になると思います。

○杉山委員　でも、書き方も必要なんですよね。その申請するというか、応募するときにもね。ただ、これいいよというだけじゃなくて、こうですよ、そういう書き方なんかも指導してですね。

○堀会長　それは、審議会のメンバーが審査するので、これ変えましょうと、こういう書き方だと十分伝わらないから変えましょうと、当然起こると思います。それもいろんなところであります。

○杉山委員　そうですね。それは、別に排除するものでもないよという考え方ですね。

○小倉まちづくり部長　そのあたりが、なかなか会長がおっしゃられるように、線引きって難しいんですよね。ですから、届出制度の中で、非常に景観そのものを理解して、例えば戸建て住宅であって、ぱっと見、これ普通だよねというものであっても、それがちゃんと景観といったものを理解した上で、外構を例えば玉川上水に面して、こういったことを設計変更までやって努力したとか、そういったことも対象にしていきたい。ですから、見た目の、本当にわかりやすいのは歴史的な街並みをこれのために、新築のものについても合わせましたみたいな、そういうことではなくて、立川市における景観というのは違うんだよといったところで対象に。だから、そこは線引きじゃなくて、それがどういうコンセプトで、まさにどういう意味合いでそういった、例えば個人の方が取り組んでいただけるのかといった考え方も含めて、表彰対象にするのかどうかといったところについては、まさにその審査委員会の中で、仮に推薦があった場合については、確かにそうだねと、こういったことに、景観形成に寄与しているよねといったことについて評価していきたい。

だから、明確に言いたいのは、さっきから事例として出た単純な清掃活動ですとか、花だけとりあえず何でもかんでも植えたからいいでしょうというものは、景観形成とは違いますよねといった線引きだけは、ちゃんとしていきたいといった考え方です。

○杉山委員　もう一つ、質問よろしいですか。

○堀会長　はい。

○杉山委員　大体どのぐらいの数の応募を期待していらっしゃるんですか。これはすごくって、賞のつくり方で本当に5個しか出ない場合もあるし、100個近く出る場合もあるんですよね。ただ、今みたいに非常に厳しく書かれていくと、余りないだろうなという感じもありますし、どんなことを想定なさっているのかなぐらいな質問です。

○小倉まちづくり部長　まず今、1つは届出制度とあって、この審議会では大規模な案

件でしか出てないですけども、届出って必ず出てきます。その中で、さまざま担当、協議をさせていただく中で、表彰に値するような取り組みをしていただけるかどうかということになると、そこだけ見ると年間1件あるかないかというイメージかなと。

○酒井委員　じゃ、私たちが推薦するしかない。

○小倉まちづくり部長　だから、あとはBタイプの中で、そういったものが、立川市のいろんな活動的なものというのは、例えば商店街さんですとか、かなり個人商店で頑張っている商店街もありますので、そういったところが、我々のこういったセミナーを聞いてくれたり、いろんなスキルアップしていただいて、じゃやってみようよと、できる限りやってみようみたいなことが動いてくれたらありがたいなというところに、実際どのぐらい応募が来るのかというのは、なかなかやはり個人商店さん、資金力もないといったところでは、ちょっと今、杉山先生が言ったように100件、来るようなことは想定していなくて、逆に表彰対象というのが、もしかしたらかなり少ないんじゃないかってというような懸念も、事務局としてはしているところです。

かといって、何でもかんでも、既存のどことは言いませんけれども、団体でやっているような、出ないから何でもかんでも表彰しちまえというようなこともやりたくないといった思いで、今葛藤しているところです。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

○川崎委員　規模については何か検討されているのでしょうか。

建物の単体で、その景観、表彰するのか、こういう巨大プロジェクトで400メートルも街路に面したところも、あとは間口が3間とか4間とかの個人のお店とか、それ結局、規模による。こういう景観というと、やっぱりある一つの群とか街路とかというイメージがあるんですけども、単体としてとか、そういう規模の縛りみたいなのは。

○小倉まちづくり部長　いや、そういうのは。特に縛りというのは。ただ、間口が3尺しかなくて、実は玉川上水から建物そのものを一生懸命頑張っているんだけど、見えないということになれば、これは今回、前回、前々回ぐらいに景観の届出の省略規定を設けたんですけども、玉川上水から見えない建物を頑張っても、それは表彰できないかなと思っています。ですから、あるいは玉川上水なら、玉川上水に面して、その間口もどのぐらいかっていうのもあるんですけども、それが頑張ってくれたかどうか。その規模感というよりもその中身、どう施主さんなり、設計士さんがどういうふう景観というものを意識して、この事業に取り組んでくれたかといったところについては、

当然規模感ではなくて表彰対象にしていきたいと。

○堀会長　　よろしいでしょうか。

意見聴取に移りたいと思うんですけれども、よろしいですか。ちょっと時間が大分押ししております。すみません。

それでは、本件の案に対しましてご意見等がある委員の方は、どうぞ挙手してご意見をお願いいたします。

はい、お願いします。

○川崎委員　文化庁が推進している建造物のほうでは、登録有形文化財という制度がありまして、これは縛り、あめもむちもないんですね、余り。だから、ただ登録するとブロンズのレリーフというか、それをいただけるんですね。ちょうどA4版ぐらいの大きさだと思うんです。それをその定礎じゃないけれども、建物の入り口とか何かに貼るので、むしろさっきおっしゃっていたように、表彰状だと家の部屋の中に飾っちゃうわけで、余り人の目に触れないんです。だから、そういう何かこう、もらってうれしいというか、それが必要かなという気がして、それは参考になるんじゃないかと思いました。

○堀会長　　表彰の形態ですかね——についてのご意見ということですね。

ほかにかがででしょうか。ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

では、私のほうから。

これはやはり景観に対する理解とか、あるいは景観をよくするには何をすればいいのかということに対する理解が、市民に広く、深く入っていないと、やはりなかなか効果的な制度にならないと思いますので、表彰と、それから啓発活動と、やはりセットに考えていただいて、最終的にはこういう表彰によって、要するに市をよくしようと思っているわけですから、市がよくなるということのほうに主眼を置いて、工夫をしていただきたいと思います。

ほかにかがででしょうか。

はい、お願いします。

○杉山委員　　審査の進行の仕方みたいな、大体、取り扱いが、先ほど推薦するというお話もありましたけれども、推薦ってなると割合、じゃ落とすのは困るとか、そういうことになりかねない気もしたりするんですけれども。ちょっとその啓蒙アンド募集アンド、そしてどのように審査していくかだとか、ちょっとそんな事務的なことですが、

たたき台をもうちょっと詳しくおつくりいただくといいのかなというふうに思ったりいたします。

というのも先ほど、やっぱりせっかくつくって1件もなかったよという状態というのも余りに寂しいですし、やっぱりみんなに、市の方に認知してもらって盛り上がる、一つのイベントではないですけども、行事だとか関心を持ってもらう。そういったことでは、いろいろホームページとか、いろいろご活用になるんだと思いますけれども、何かのイベントのときにはもっといろいろ、こういうチラシなどを配れるとか、そうすると年間で、ここでこういうのがあるから、ここでいっぱいアピールしようとか、事前準備段階というのが大変重要かなというふうに感じましたので、ちょっとそういったようなことも、もうちょっと組み立てをなさってみたらどうかという、そんなふうに推奨したいと思います。

○堀会長 制度の仕様を作成していただきたいということなのですが、それは予算化した後じゃまずいですか。だから、今、今日の意見じゃなくて、いずれでお願いしたいんですね。

○杉山委員 いえ、十分です。今という、今日というのではなく、いずれだんだんやっていったらいいかな。

○堀会長 ちょっと、今日これ意見として入れられないんですよ。

○杉山委員 この31年度でやることという感じの希望です。

○堀会長 だから、こういうふうにさせていただいてよろしいですか。

制度ができた暁には、制度の仕様を丁寧に作成していただきたいと、こういう意見でよろしいですか。

○杉山委員 それで結構です。次の次って、一般募集の前ぐらい……

○堀会長 今、予算化されてないので、これ先行してつくりますと、やっぱり庁内からいろいろ問題が起こりますので、ちょっと神経、配らせていただきたいと思います。

○杉山委員 それは、もうお任せします。

○堀会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ご意見がいろいろと出ましたので、意見の取りまとめにつきましては、事務局と調整した上で会長一任とさせていただきたいんですけども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀会長 ありがとうございます。

それで、これは景観表彰制度の検討につきましての……

○小倉まちづくり部長 すみません。今まさに会長がおっしゃられたように、これまだ景観表彰制度については、こういったことに取り組むといったことは、立川市としての意思決定をしてございます。現在、本日も表彰制度の検討についてということで、庁内検討に先行して、この審査会の委員の皆さんのご意見を伺いながら、前回、基本的な考え方、それから少しブラッシュアップをかけて、事務局としてやりたいことをご説明させていただきま

す。そういった中で、あくまで参考資料として、要綱ですとか審査基準というのを参考にお出ししております。これは最終的に杉山委員がご意見ちょっといただいたように、こんな形に進んで、今、イメージをつくるために参考としてお配りさせていただいておりますので、まだこのレベルではないと。何のために、誰をどういったものを対象にするのかといった検討をするために、今日、本日、意見聴取を行わせていただいておりますので、この要綱案等については、あくまでもその先のステップに、こんな形で事務的には進めていくんだよというお示しをしている程度ということで、取り扱いについてはちょっと注意していただくのと、まだこのレベルの詰めということで。もし、ご意見として見ていただいて、お気づきの点があれば事務局のほうまでお知らせいただければと思っております。

よろしく申し上げます。

○堀会長 よろしくお願いいたします。

それでは、これで景観表彰制度の検討についての意見聴取を終わります。

これで全ての意見聴取が終了したということでございますので、回答文につきましては、いただいたご意見を事務局と調整した上で、会長一任として取りまとめました後、お渡しさせていただきたいと思

います。それでは、引き続き次第に従いまして、その他として平成30年度の立川市の景観啓発事業実施状況について、事務局より報告をいただきたいと思

います。よろしくどうぞお願いいたします。

○武藤都市計画課長 本日、机上配付させていただいた資料3でございます。今回、職員研修として山崎先生と堀先生に研修をお願いして、こういうふう



した。また、本日はいらっしゃいませんけれども、小林先生に景観セミナーにおいてご講演いただきました。ご講演いただいた先生方につきましては、ありがとうございました。

○堀会長 以上でよろしいですか。

○武藤都市計画課長 はい、以上でございます。

○堀会長 それでは、これで本日予定しておりました全ての議題が終了いたしましたので、第22回景観審議会を閉じさせていただきます。

事務局に進行をお戻しいたします。

○武藤都市計画課長 委員の皆様、本日はありがとうございました。

事務局よりご連絡がございます。

本日の景観審議会の議事録につきましては、初校を事務局が確認した後に、メールや郵送にてお送りしますので、確認をお願いします。

また、今、資料を配付させていただいておりますが、杉山先生のほうから資料の提供がありましたので、内容について見ていただければなというふうに思っております。

○杉山委員 すみません、この場をおかりして。色彩学会で、屋根景観とか眺望景観とか、先ほど堀先生の写真の中で眺めるみたいな、ありましたけれども、割とその眺望という考え方、少ないので、1回シンポジウムを開きたいなということでやっております。ご興味がある方で、お時間がありましたらぜひご参加いただきたいことと、ご紹介いただければありがたいので、よろしく願いいたします。

すみません、ちょっとおかりいたしました。

○武藤都市計画課長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。

長時間、ありがとうございました。

閉会 午前11時52分